

審査基準・標準処理期間

所属名	高齢者支援課 事業所・福祉サービス係
内線番号	4571

No.	項目	内容
①	処分名	指定介護老人福祉施設の指定
②	法令名	介護保険法
③	法令番号	平成9年法律第123号
④	根拠条項	第86条第1項
⑤	処分権者	知事(委任先・広域振興局長)
⑥	審査基準	<p>(指定介護老人福祉施設の指定)</p> <p>第八十六条 第四十八条第一項第一号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であって都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて行う。</p> <p>第八十八条 指定介護老人福祉施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。</p> <p>3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数</p> <p>二 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積</p> <p>三 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>【文書名】</p> <p>・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)</p> <p>・介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱(平成17年京都府告示第389号)</p>
		添付の有無
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間) 2か月
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	2か月
⑪	問合せ	高齢者支援課 事業所・福祉サービス担当(075-414-4571)
⑫	備考	